

令和6年度監査計画

山形県監査委員監査基準（令和2年3月県監査委員訓令第1号）第8条第1項の規定により、以下のとおり監査計画を定める。

1 財務監査

(1) 監査対象

本庁の知事部局（会計局を除く。）及び教育委員会の各課、会計局、総合支庁の各部、東京事務所、企業局本局、病院事業局本局、県立病院、議会事務局、教育機関、県立学校、警察本部、警察署、各行政委員会事務局、各出先機関の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の状況

(2) 実施体制等

ア 本監査

予備監査の結果等を基に、原則として監査委員2名をもって毎会計年度、実地（Web環境を利用して行うものを含む。）又は書面により実施する。

イ 予備監査

本監査を適正かつ効率的に行うため、本監査に先立ち、対象機関の規模に応じて事務局職員により班を編成し、監査調書、その他の関係書類による調査を行う。

2 行政監査

(1) 監査対象

1 (1) の機関の主な事務事業並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要がある事務の執行状況

(2) 実施体制等

財務監査と同様の体制で一体的に実施する。

3 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象

県が財政的援助を与えている団体及び公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

(2) 実施体制等

財務監査に準じた体制により実施する。

4 決算審査

(1) 審査対象

ア 一般会計及び特別会計歳入歳出決算

イ 県土整備部、企業局及び病院事業局所管の公営企業会計決算

(2) 実施体制等

会計管理者、県土整備部長、企業管理者及び病院事業管理者から決算等の概要について、また、財務監査に併せて関係課長等から事務事業の実績、歳入歳出予算の執行状況等について聴取するとともに、知事から審査に付された決算書及び証書類の計数等を点検することにより審査を行う。

5 例月出納検査

(1) 検査対象

ア 一般会計及び特別会計における現金の出納並びに保管の状況等

イ 県土整備部、企業局及び病院事業局所管の公営企業会計における現金の出納並びに保管の状況等

(2) 実施体制等

ア 委員検査

原則として2月、5月、8月及び11月に、会計局長、県土整備部長、企業局長及び病院事業局長等から、現金の出納並びに保管状況について聴取するとともに、検査書類により検査を行う。

イ 書面検査

委員検査実施月以外の月に、検査書類により検査を行う。

6 基金運用審査

(1) 審査対象

山形県土地開発基金の運用状況

(2) 実施体制等

関係課長等から基金の運用状況等について聴取するとともに、知事から審査に付された証書類の計数等を点検することにより審査を行う。

7 健全化判断比率等審査

(1) 審査対象

決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

(2) 実施体制等

関係課長等から健全化判断比率及び資金不足比率の概要について聴取するとともに、知事から審査に付された書類の計数等を点検することにより審査を行う。

8 内部統制評価報告書審査

(1) 審査対象

内部統制評価報告書

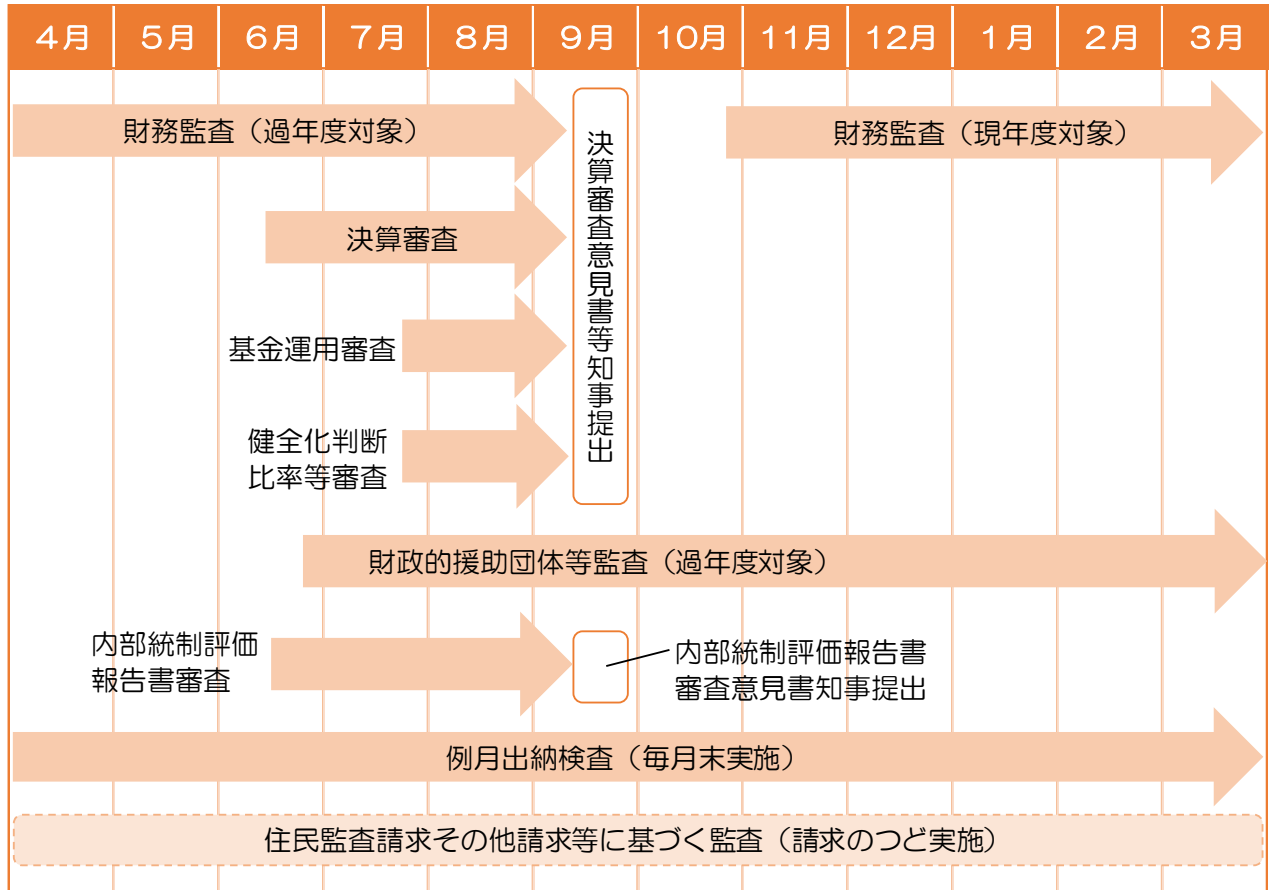
(2) 実施体制等

財務監査に併せて所属長等から内部統制の整備・運用状況について、また、関係課長等から内部統制評価報告書の概要について聴取するとともに、知事から審査に付された書類を点検することにより審査を行う。

9 その他の監査

1 から 8 までに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要があると認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

10 各監査等の実施時期



※ 行政監査は財務監査と一体的に実施